

認可外保育施設集団指導

港区子ども家庭支援部

子ども政策課子ども施設指導係

2026. 5. 27

【目次】

- 認可外保育施設の概要 P 1
- 港区への届出と報告について P 4
- 立入調査について P11
- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の
証明書の交付について P22
- 巡回指導について P27

認可外保育施設の概要

認可外保育施設・事業

認証保育所	東京都認証保育所事業実施要綱で定める条件を満たし、都が認証したもの
家庭的保育事業	区市町村に認定された個人等（家庭的保育者）が主に3歳未満児（5人以下）を居宅等で保育する制度
事業所内保育施設	事業所などにおいて、その職員の児童を対象にしたもの（企業主導型保育事業も含む）
院内保育施設	病院、診療所において、その職員の児童を対象にしたもの
ベビーホテル	午後8時以降の保育、児童の宿泊を伴う保育、児童の一時預かり（利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上をしめるもの）のうち、一つでも該当する施設
その他の施設	上記のいずれにも該当しない施設 （ベビーホテルの条件に該当しない施設で、幼稚園類似施設や幼児教育を特色とした施設などが該当）
居宅訪問型事業 （事業所・個人事業主）	児童の居宅等に訪問して保育を行う事業 （いわゆるベビーシッター）

認可外保育施設と港区の主な関わり

事前指導	窓口・電話相談など
届出	設置届、変更届、休止・廃止届
報告	運営状況報告、事故報告等
立入調査	基準への適合状況の確認
集団指導	書面配布又は講習
巡回指導	施設巡回、助言・指導
その他	事務連絡、研修の周知・開催等

港区への届出と報告について

港区への届出について

認可外保育施設の届出義務

◆認可外保育施設の設置者は、事業の開始の日又は、変更・休止・廃止の日から1か月以内に港区長へ届け出なければならない。

(児童福祉法第59条の2第1項)

◆規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

(児童福祉法第62条の5)

届出の種別

○設置届

施設を開設後、設置届及びその他添付書類により必要事項を届け出ます。

○変更届

次に掲げる届出事項に変更があった場合、変更届により変更内容を届け出ます。

- ①施設の名称・所在地・連絡先（港区内での移転の場合は、その他添付書類有）
- ②設置者の氏名（名称）・住所（所在地）・連絡先
- ③設備の規模・構造（その他添付資料有）
- ④管理者（施設長）の氏名・住所
- ⑤その他

○休止・廃止届

施設を休止又は廃止した場合、認可外保育施設休止・廃止届により届け出ます。

※ 各種様式については、[港区ホームページ](#)／[認可外保育施設の各種届出・報告・確認申請について](#)（設置者用）でダウンロードができます。

港区への報告について

◆ 運営状況報告

毎年10月1日時点の施設の運営状況を報告

◆ 事故報告

- ①施設で重大な事故（死亡、重傷事故、食中毒など）が発生した場合
- ②港区に報告する事故（施設→港区）

- 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第123号）が施行されたことに伴い、認可外保育施設については事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告が義務化されました。また、区では令和3年より必要に応じ、発生状況及び再発防止について把握しておくべき事案としておりますので、報告をお願いいたします。

事故報告について

◆ 次の項目に該当する場合は、港区に事故報告を提出してください。

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
 - ア 「事故」が原因である場合
 - イ 明らかに「病気」が原因であると判断された場合でも
一週間経過後も意識が回復しない場合
 - ウ 原因が「不明」な場合
- (3) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等
- (4) 自動車への置き去り事故
送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（以下「安全装置」という。）の装備が義務付けられている自動車は、以下のア及びイの双方に該当する場合、安全装置の装備が義務付けられていない自動車は以下のアに該当する場合
 - ア 点呼等による所在確認の不実施による事故
 - イ 安全装置の不適切な運用は故障等による事故

(次ページにつづく)

- (5) 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じたとき
- ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が一週間以内に2名以上発生した場合
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ 上記ア及びイに該当しない場合でも、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※ (5) に該当する場合は、みなと保健所にも報告してください。

- (6) 迷子、置き去り、連れ去り等が発生した場合、又は発生しかけたとき
- (7) 救急車の出動を要請した事故等
- (8) 手術を要する負傷等
- (9) 頭部に衝撃を受けた事故で医師に再受診を求められたもの
- (10) アレルギー関連事故
(アレルギーの誤食、アナフィラキシーショック症状の発症等)
- (11) その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案
(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合

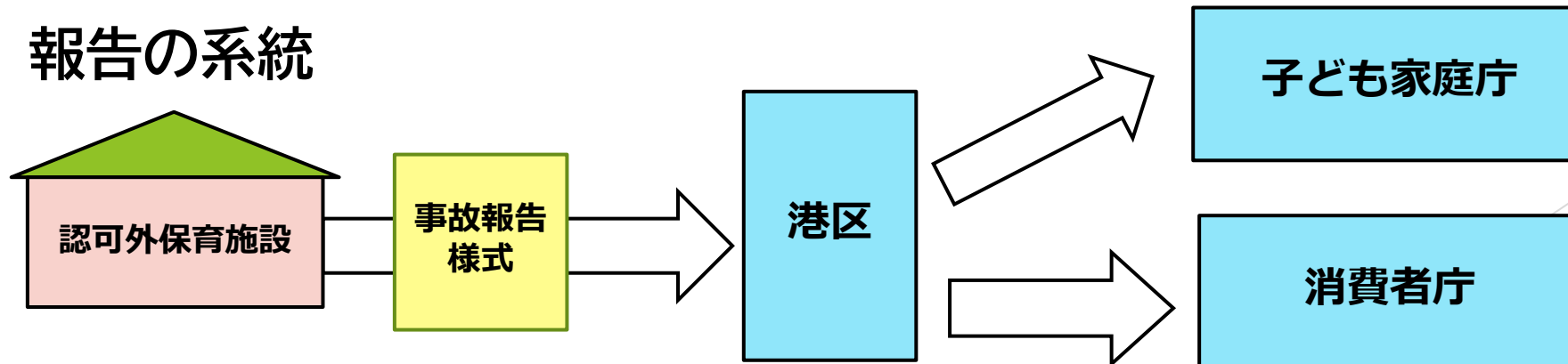
◆ 報告期限

第一報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）に港区へ電話で報告してください。
第二報は、原則1か月以内とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告をしてください。
また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告をしてください。

報告先 港区 子ども家庭支援部 子ども政策課 子ども施設指導係
電話 **03-3578-2447**

◎事故報告様式は minato119より（令和8年4月16日付）送付した
【港区】保育施設における事故発生等の報告について（通知）に
添付している様式を使用してください。

報告の系統



立入調査について

立入調査

【立入調査とは】

児童福祉法および子ども・子育て支援法に基づき、港区認可外保育施設指導監督基準に定められた調査項目全般にわたって、施設職員へのヒアリングや備付書類等により、基準への適合状況を確認する調査です。

【立入調査の目的】

- 児童福祉法に基づく、認可外保育施設に対する指導監督の一環です。
- 児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているか確認します。

【立入調査の根拠①】

◆ 児童福祉法第59条 第1項

都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、（略）第36条から第44条まで（第39条の2を除く。）に規定する業務を目的とする施設であって（略）認可を受けていないもの（略）については、その施設の設置者もしくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その**事務所もしくは施設に立入り、その施設の設備もしくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。**

この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

【立入調査の根拠②】

◆港区認可外保育施設に対する指導監督等要綱

第7条 区長は、原則として毎年度1回以上、別に定める計画に基づき、定期的に認可外保育施設及び必要があるときはその事務所に立ち入り、その設備及び運営について、設置者又は管理者に対して必要な調査（以下「立入調査」という。）を行うものとする。この場合において、区長は、必要に応じて保育従事者、事務職員、利用児童の保護者等から事情を徴するものとする。

【立入調査の根拠③】

◆児童福祉法第62条

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

第1～5号（略）

第6号

正当な理由がないのに、第59条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者。

港区認可外保育施設指導監督基準は 港区ホームページに掲載しています

港区ホームページ

> 子育て・教育

> 保育園・幼稚園

> 保育園

> 保育施設設置事業者の方へ

> 認可外保育施設等の各種届出・報告・確認申請について（設置者用）

> 立入調査・指導監督基準はこちらから

1. 立入調査と指導監督基準について

(2) 指導監督の基準



<立入調査・指導監督基準について>

立入調査を実施する施設の選定

選定方法

- 指摘事項の改善が図られていない施設
- 苦情、通報が多く寄せられている施設
又はその内容から運営状況の確認を要する施設
- 新規に開設された施設
- その他、立入調査の実施が必要と判断される施設

立入調査の流れ

①設置届・運営状況報告書等により施設の状況把握



②立入調査対象施設を選定、実施通知を送付



③立入調査の実施



④調査結果通知(郵送)

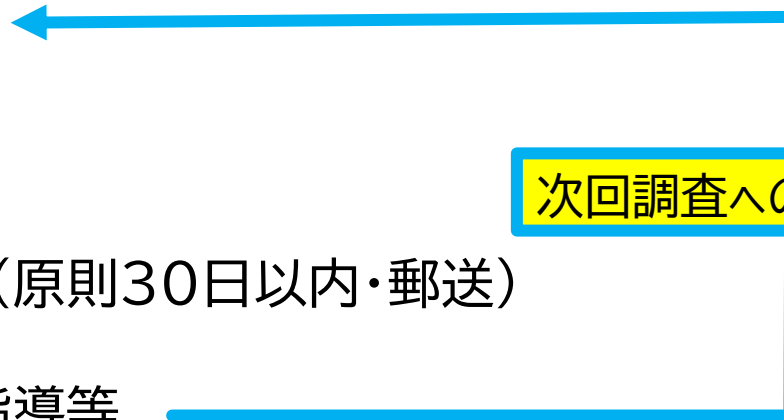


⑤【設置者】改善報告書の提出(原則30日以内・郵送)



⑥改善状況報告書の確認・再指導等

次回調査への反映



立入調査の流れ(改善がされない場合)

①立入調査の実施



②調査結果を通知



③【設置者】改善状況報告書の提出



④改善状況報告書の確認



改善されない場合

⑤改善勧告



⑥改善状況報告書の確認



勧告に従わない場合

⑦公表



弁明の機会の付与 港区児童福祉審議会へ意見聴取

⑧業務停止命令又は施設閉鎖命令

立入調査は、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行います。

- ・ 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- ・ 著しく利用児童の安全性に問題がある等

直接⑤へ

立入調査の重点項目(運営)

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (イ) 消防計画に基づく避難消火等の訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

立入調査の重点項目（保育）

ア 保育所保育指針の理解

- (ア) 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。
- (イ) 保育所保育指針にを理解する機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。

イ 人権配慮、虐待防止

- (ア) 身体的、性的又は心理的虐待並びにネグレクトの有無の確認をしているか。
- (イ) 児童の人格を尊重した保育を実施しているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群及び睡眠中の窒息事故防止に対する注意、乳児の仰向け寝等の徹底をしているか。
- (イ) 適切な食事（食事の提供方法等（月（年）齢にふさわしい食品、調理法、量、硬さ、食具の使い方、食べ方、食べさせ方等））をしているか。
- (ウ) プール活動・水遊び中及び園外保育時等（バス送迎時の乗車及び降車時の子どもの所在確認を含む）事故防止に努めているか。
- (エ) 上記ア～ウにかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 安全計画の策定及び研修、訓練の実施、職員及び保護者へ周知をしているか。

立入調査時の主な確認書類①

◆運営管理

- ・ 消防計画
- ・ 避難消火等訓練の記録
- ・ 職員健康診断記録
- ・ 履歴書
- ・ 資格証明書（保育士証等）
- ・ 労働者名簿（氏名、性別、住所、採用年月日、退職年月日等が記載されたもの）
- ・ 雇用契約書（就業規則）
- ・ 勤務表（ローテーション表）
- ・ 出勤簿（タイムカード）（勤務実績がわかるもの）
- ・ 賃金台帳
- ・ 施設平面図及びレイアウト図（棚等を除いた保育室の有効面積がわかるもの）
- ・ 施設、サービス内容の掲示書面
- ・ サービス利用者に対する契約内容の交付書面

日頃から備えられているか
点検してください

立入調査時の主な確認書類②

◆保育内容

- ・ デイリープログラム
- ・ 保育日誌
- ・ 施設内研修の記録
- ・ 外部研修への参加状況がわかる書類
- ・ 連絡帳（3歳未満児）
- ・ 緊急連絡表
- ・ 献立表
- ・ 児童の発育チェックの記録(身体測定の記録)
- ・ 児童健康診断記録（入所時、年2回）
- ・ 保育施設付近の病院関係の一覧
- ・ 検便結果記録
- ・ 午睡の状況がわかるもの（午睡チェック表等）
- ・ 安全計画
- ・ 保育室内及び園庭内の安全点検の記録
- ・ 散歩の記録
- ・ 救命講習の修了証等（過去3年以内に受講したもの）
- ・ 関係機関への緊急通報訓練(119番通報等の訓練)の記録
- ・ 児童票（氏名、生年月日、健康状態、在籍記録等）
- ・ 児童に関する契約書

日頃から備えられているか
点検してください

認可外保育施設指導監督基準を 満たす旨の証明書について

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が 交付されるには

- ◆児童福祉法第59条および子ども・子育て支援法58条に基づく立入調査の結果
「港区認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て（口頭指摘を含む）満たしている施設に対し
「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」という。）が交付されます。
- ◆証明書を受けることができる施設は、児童福祉法第59条の2第1項の規定により、港区長への
届出が義務付けられた施設です。
- ◆証明書交付日について
立入調査の結果
指摘事項がない場合 → 原則として、立入調査後指摘事項がないことを確認した日の
翌月1日付で交付
指摘事項がある場合 → 原則として、改善状況報告提出後、指摘事項の改善を確認した日の
翌月1日付で交付

証明書対象施設

施設種別	証明書 交付対象	備考
以下のどの施設にも該当しない施設	○	
ベビーホテル	○	
事業所内保育施設（企業主導型保育事業以外）	○	
院内保育施設	○	
企業主導型保育事業	○	
居宅訪問型保育事業	○	
店舗等において顧客の乳幼児を対象とした 一時預かり施設 （例）デパート、自動車教習所、スポーツ施設 歯医者等の一時預かり施設	△	顧客の乳幼児以外の乳幼児を受け 入れている場合は証明書交付対象
臨時に設置された施設	×	
親族間の預かり合い	×	

証明書の返還について

- ◆ 証明書交付後、基準項目を満たしていないことが確認された場合や施設を移転した場合は、原則として証明書の返還を求めます。
- ◆ 証明書返還後、再度基準を満たしているかを確認し、基準項目を満たしていると確認された場合に証明書が再交付されます。
(原則として、確認できた日の翌月1日付)

証明書の効果

認可外保育施設（証明書交付あり）は、保育料助成制度の対象施設となります。

なお、認可外保育施設（証明書なし）の保育料助成制度は令和7年3月で終了しました。

詳細については港区ホームページをご覧ください。

証明書を交付された施設については、その利用料（保育料等）に係る消費税が非課税となります。

基準を満たす証明書が交付されている認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の範囲については、国税庁のホームページをご参照ください。

巡回指導について

区では、港区内の保育施設に対して巡回指導を実施しています。

- 保育の質の向上と乳幼児の安全・保護者の安心につなげることを目的に子ども政策課子ども施設指導係の職員が巡回しています。
(職員は身分証明書を携帯しています)
- 保育環境の安全面や衛生面、食事や午睡時の安全と配慮、子どもの人権を尊重した関りについて等、必要に応じて助言・指導をしています。

***巡回指導は立入調査ではありません。**

認可外保育施設 指導監督基準の解説（運営）

港区子ども家庭支援部
子ども政策課子ども施設指導係
2026.5.27

■ 認可外保育施設指導監督基準の解説

- ・ 保育に従事する者の数及び資格
- ・ 保育室等の構造設備及び面積
- ・ 非常災害に対する措置
- ・ 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- ・ 健康管理・安全確保
- ・ 利用者への情報提供
- ・ 備える帳簿
- ・ 設置者の姿勢

■ 立入調査において指摘の多い項目

【指導基準1 保育に従事する者の数及び資格】

保育従事者の配置基準①

◆保育に従事する者の数 (1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設)

職員（常勤職員）配置基準

0歳児 3人につき1人以上

1, 2歳児 6人につき1人以上

3歳児 20人につき1人以上

4歳児以上 30人につき1人以上

※必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。

最低でも2人以上の配置が必要

保育従事者の配置基準②

(計算例)

0歳児 5 名、1歳児8名の施設の保育従事者数

(1) 0歳児 5 名あたりの保育従事者数

$$5 \div 3 = 1.66 \Rightarrow \boxed{1.6}$$

小数点第 2 以下切捨て

(2) 1歳児 8 名あたりの保育従事者数

$$8 \div 6 = 1.33 \Rightarrow \boxed{1.3}$$

小数点第 2 以下切捨て

(3) 全体の保育従事者数

$$1.6 + 1.3 = 2.9 \Rightarrow \boxed{3 \text{ (人)}}$$

小数点第 1 位四捨五入

保育従事者の有資格者数

◆有資格者の考え方

有資格者は、**保育士**又は**看護師**（助産師・保健師を含む）の資格を有する者をいう。

※常時、配置されていることが望ましい。

◆有資格者の数が保育従事者の必要数の3分の1以上いるか。

a 月極契約入所児童数に対する数

b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する数

※有資格者の算出にあたっては、少数点1桁を四捨五入

区における有資格者の取扱いにおいて、

幼稚園教諭、子育て支援員は、有資格者としてみなしていない。

【指導基準2 保育室等の構造設備及び面積】

保育室の面積

◆児童1人あたり1.65m²以上確保されているか

<面積の算出>

- ・内法、有効面積で算出する
- ・ロッカー、棚等の什器は有効面積から除く
- ・ベビーベッドは、有効面積に含めることができる

*参考（認可園の場合）

0, 1歳児1人あたり	3.3m ²
2歳児以上1人あたり	1.98m ²

調理室の設備

◆調理室は、施設内にあって専用のものであるか。

○通常の使用に特に支障のない場合は、施設外共同利用も認める。

○施設外調理（持参弁当、仕出し弁当、外部給食等）の場合、調理室を必要としないが、加熱、保存、配膳等のために必要な

最低限の調理機能（電子レンジ、冷蔵庫など）は必ず施設内に設けること。

◆乳幼児が安易に立ち入ることができないよう区画されているか。

乳児と幼児の保育場所の区画

◆ 乳幼児（おおむね1歳未満児）と幼児の保育場所とが区画され、かつ安全性が確保されているか

○ 乳児（おおむね1歳未満児）の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。

※ ベビーフェンスを設ける場合、児童が簡単に乗り越えることができないよう十分な高さがあり、通り抜けができない幅のものを使用し、児童の安全を確保してください。

保育室の採光、換気の確保

◆採光が確保されているか

- 窓等採光に有効な開口部が床面積の5分の1以上あることが望ましい。
(建築基準法第28条第1項及び同法施行令19条の規定に準ずる。)

◆換気が確保されているか

- 窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。
(建築基準法第28条第2項の規定に準ずる。)

保育室に専用の手洗い設備の設置

◆保育室に専用の手洗い設備が設けられているか

○保育室には、便所用とは別に専用の手洗い設備を設置すること。

* 食事・おやつの前や、外遊び後に手を洗う用途のものを設置すること。
衛生の観点、感染症予防に加え、手を洗う習慣を身につけさせる意味でも
必要な設備です。

※タンクに水を溜めるような簡易的なものは認められません。

便所

◆ 便所の有無

○便所は、原則として施設内に小児用のものを設けること。

※児童が安全に使用でき、衛生面にも配慮すること。

◆ 便所に専用の手洗い設備の設置

○保育室用とは別に便所専用の手洗い設備を設けること。

※トイレタンクに設置されているものは、適切な手洗い設備とはみなされません。

◆ 便器の数

○おおむね児童20名につき1個以上

※おまるや簡易トイレは便所の数にはカウントしません。

【指導基準3 非常災害に対する措置】

非常口及び避難経路①

◆非常口（玄関とは別の勝手口など）は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、2カ所2方向で適切に設置されているか。

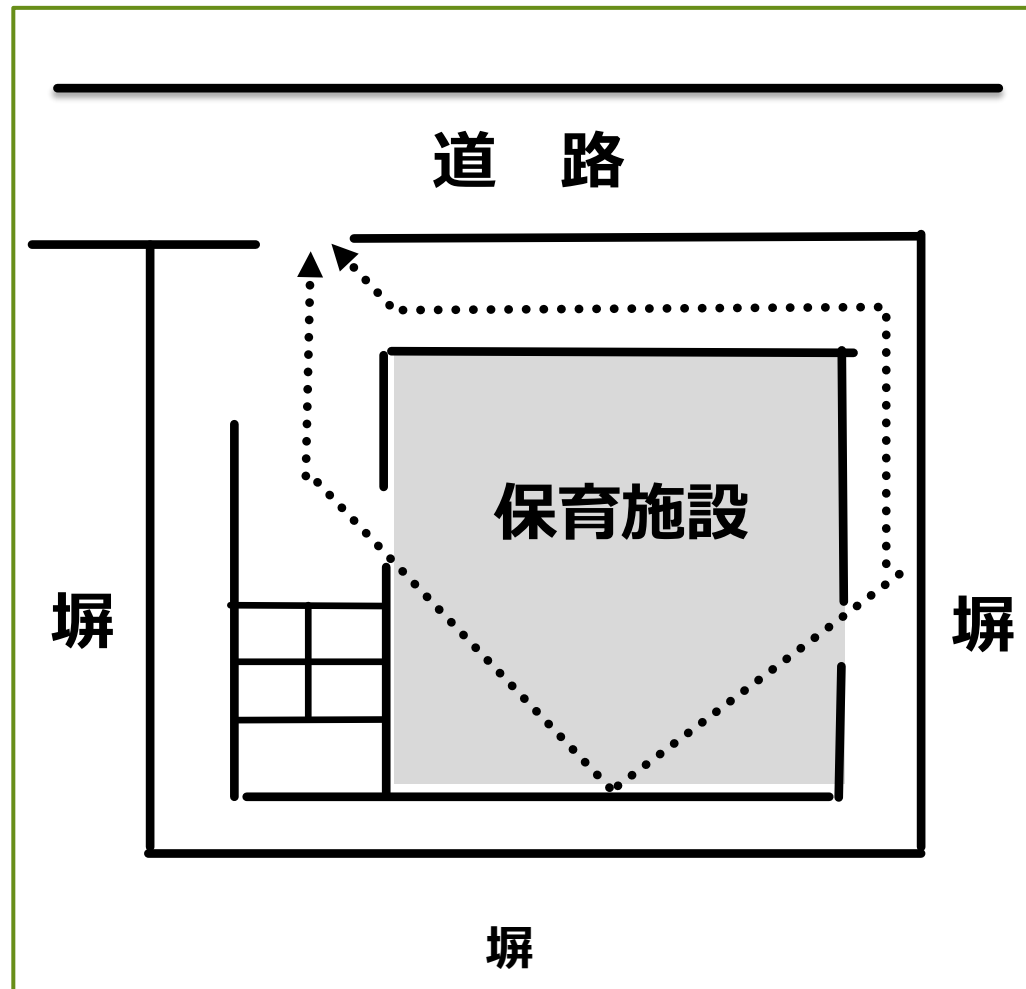
○保育室を2階以上に設ける場合や、屋上に屋外遊技場を設ける場合は、出入口が2か所かつ階段も2か所必要となる。

※2か所の非常口が隣接してしまっている場合や、2つの避難経路がほとんど重複している場合は認められません。

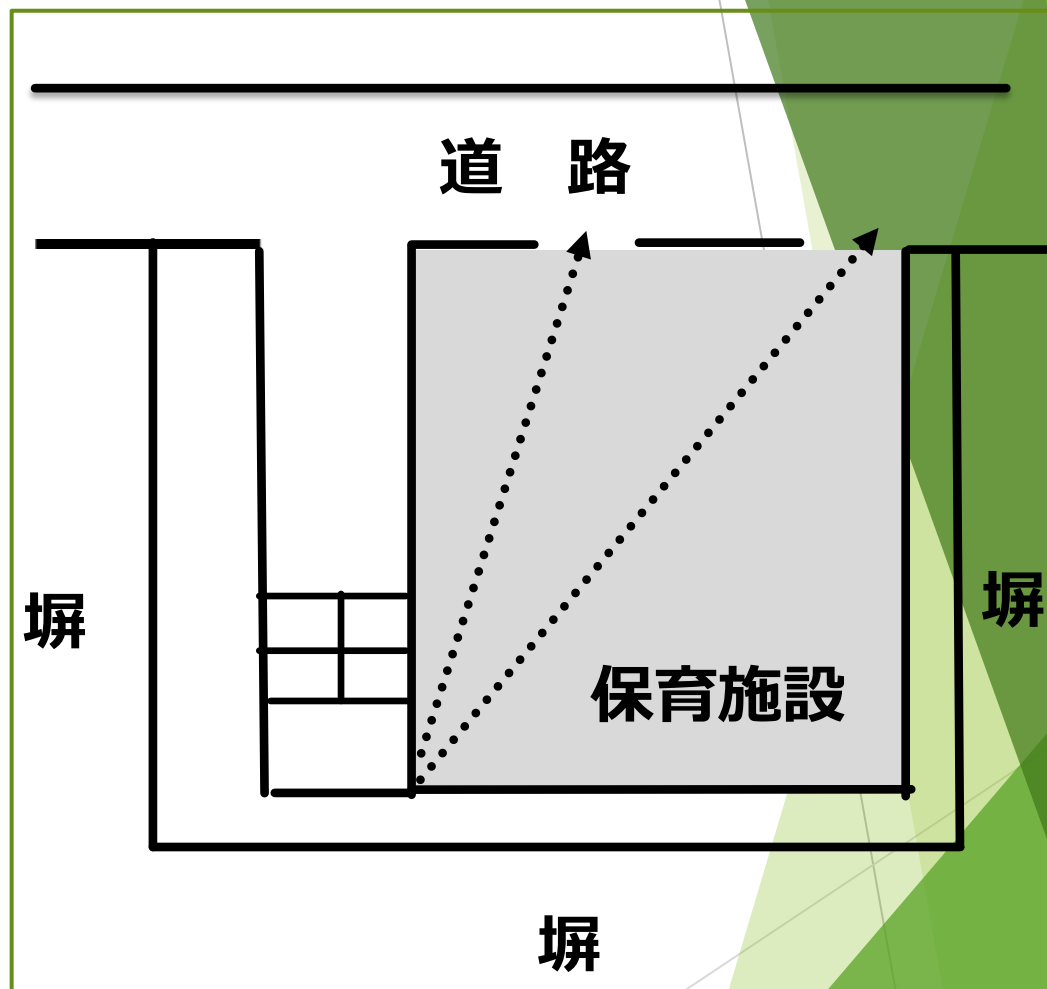
※腰高窓は非常口として認められません。

※マンションのベランダ等、隣との仕切りを破らないと逃げられないものは認められません。

非常口及び避難経路③



※どちらの避難経路も同じ道路に出るが経路が重複していないため可



※2か所の非常口が同一方向にあるが隣接していないため可

消防計画の策定

◆ 具体的計画 = 消防計画が適正に作成され届出が行われているか。

- 消防法上、収容人員（防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数をいう。建物全体で判断する。）が30人以上の施設については、作成及び届出の義務があります。

◎ 30人未満の施設であっても具体的計画（消防計画）の作成は必要です。

- 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届を提出してください。

◆ 防火管理者の選任、届出が行われているか。

- 防火管理者になるためには、2日間程度の講習が必要です。最寄りの消防署にお問い合わせください。

◎ 30人未満の施設であっても児童の安全確保の観点から、選任することが望ましいとされています。

避難消火等訓練の実施

◆ 訓練は毎月定期的に行われてるか

＜実施すべき訓練の内容＞

- ・ 消火活動
- ・ 通報連絡
- ・ 避難誘導等

全ての実地訓練を必ず毎月行ってください。

- 火災が起きることを想定した消火活動（初期消火）を必ず実施すること。また、消火器具の場所及び使用方法については、全職員に周知すること。

◆ 毎月の避難消火等訓練の内容を記録しているか

- 「訓練回数不足」「訓練内容が不適」「訓練記録が不十分」は、立入調査時に特に指摘が多い項目です。

【指導基準4 保育室を2階以上に設ける場合の条件】

保育室が2階の場合の条件①

保育室は1階に設置することが原則ですが、2階に設ける場合は、次の設備条件が付されます。

◆ **保育室、その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか**

○乳幼児の転落事故を防止する設備を設置すること。

◆ **耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設か**

○外観での判断が難しいため、建築図面を備えること。

保育室が2階の場合の条件②

◆ 児童の避難に適した下記の構造の施設又は設備が それぞれ1以上設けられているか

<常用>

- 屋内階段
- 屋外階段

<避難用>

- 屋内避難階段又は屋内特別避難階段
- 待避上有効なバルコニー
- 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
- 屋外階段

※避難はしご、緩降機、救助袋等は避難設備として認められません。

保育室が3階以上の場合の条件

◆保育室を高層階に設置する場合、 2階の場合よりさらに基準が厳しくなります。

3階の場合の条件

指導基準4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
3階の場合の条件参照

4階以上の場合の条件

指導基準4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
4階以上の場合の条件参照

保育室は基本的には1階、2階に設置することが望ましいですが、
やむを得ず高層階に設置する場合は「保育室等を高層階に設置するにあたって事前に
検討すべき事項」を参考に、乳幼児の安全が確保できるよう検討してください。

参考資料

「保育室等を高層階に設置するにあたって事前に検討すべき事項」

【国通知 「保育室等を高層階に設置するにあたって事前に検討すべき事項」 抜粋】

1. 保育所を高層階に設置する場合の検討事項

- ① 当該建物内において乳幼児や避難誘導のための保育士等が安全に待避し、外部からの救助を待つことができる広さのスペースが確保できること。

※ 外部からの救助を待つことができるスペースとしては、避難階段前の付室や、区画された部屋、保育室とは別の階の外気に接することのできるような安全なスペースが考えられる。

- ② 複合ビルの場合には他の入居者と別の階段が使えるようにしておくなど、乳幼児が安全に避難できる階段を事前に確認しておくこと。

2. 階段等の設置に関する検討事項

- ① 乳幼児が安全かつ円滑に降りることができるよう、階段室の手すりの高さや大きさ、階段の蹴上げの高さ等に留意するとともに、乳幼児が恐怖心を覚えないよう、下が見えないよう素通し防止を図ることが望ましいこと。
- ② 保育室等を4階以上に設置する場合における特別避難階段及び特別避難階段に準じた屋内避難階段については、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて屋内と階段室と連絡するとともにバルコニー及び付室については乳幼児が安全に一定時間避難できるよう十分な広さを確保することが必要であること。

【指導基準 7 健康管理・安全確保】

職員の健康診断

◆ 職員の健康診断を労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。

○ 職員の健康状態を把握するという意味でも必要です。
健康診断の受け忘れのないようにしましょう。

【指導基準8 利用者への情報提供】

施設及びサービスに関する内容の掲示

◆ 「提供するサービス内容を利用者の見やすいところに
掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う
自動公表送信により公衆の閲覧に供しなければならないこと」

◎施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に
施設及びサービス内容の掲示をしてください。

◎掲示と同じ内容を「ここdeサーチ」に掲載する必要があります。

「ここdeサーチ」への入力は港区で行っています。

掲示内容を変更した場合は、区への報告も忘れずに行って
ください。

施設及びサービスに関する内容の掲示項目①

- a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- b 建物、その他の設備の規模及び構造
- c 施設の名称及び所在地
- d 事業を開始した年月日
- e 開所してる時間
- f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき、利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及び理由
- g 入所定員
- h 保育その他の職員の配置数又はその予定

施設及びサービスに関する内容の掲示項目②

- i 職員に対する研修の受講状況
- j 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- k 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- l 緊急時等における対応方法
- m 非常災害対策
- n 虐待の防止のための措置に関する事項
- o 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別
(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む)

◎玄関や、保護者と児童の受け渡しをする部屋等の見やすい場所に掲示してください。

◎すべての項目について、記載漏れの無いよう確認しましょう。

サービス利用者に対する契約内容の書面による交付

◆以下の事項(8項目)について、利用者に書面による交付がされているか

- a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- c 施設の名称及び所在地
- d 施設の管理者の氏名
- e 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

◎利用者に対し、契約内容の書面による交付(電子も可)を行ってください。

◎すべての項目について、記載漏れの無いよう確認しましょう。

【指導基準 9 備える帳簿】

備えるべき帳簿

◆職員に関する書類等の整備がされているか

- 職員の氏名、連絡先、職員の有資格を証明する書類（写し）、履歴、採用年月日がわかるものなど

◆在籍乳幼児に関する書類等の整備がされているか

- 利用契約書、児童票（個別のもの）、登園・降園の記録、出席簿など

◆施設に関する書類の整備がされているか

- 面積が確認できる施設の平面図、有効面積がわかるレイアウト図

※ 2階以上の場合は、構造設備が基準に合致することがわかるよう、建築図面等も必要です。

労働基準法で義務付けられている帳簿の備え

◆労働基準法その他の法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿等があるか

- 労働者名簿(労働基準法第107条)
- 賃金台帳(労働基準法第108条)
- 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)

◆その他、港区の指導監督要綱により、職員に関する書類の整備が必要なもの

職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、履歴、採用年月日等が確認できる書類、各職員の勤務の時間毎の割り振り(シフト、ローテーション)が確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類(出勤簿等)の備えも必要です。

【指導基準10 設置者の姿勢】

保育に対する姿勢

◆入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うための適切な経営姿勢であること。

- 保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか
- 保育従事者の確保や保育内容等に対して利益を優先させていないか
- 保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか

立入調査において指摘の多い項目（運営）①

●非常口が適切に設置されていない。

- ◎避難に有効な非常口は、2か所2方向で適切に設置されていなければなりません。
また、避難経路の確保及び非常口の機能を妨げないことも必要です。

●避難消火等の訓練の実施回数不足。訓練内容不適。

- ◎消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則として、毎月必ず行うこと。
- ◎訓練記録は、実施内容が分かるよう詳細を記載してください。

●保育室を2階以上に設置する場合の設置条件を満たしていない。

- ◎2階に設置する場合、3階以上に設置する場合、それぞれ条件が異なります。

●職員の健康診断が採用時及び1年に1回実施されていない。

- ◎採用時は、採用の3か月前から採用後1か月以内程度の健康診断の受診が必要です。

立入調査において指摘の多い項目（運営）②

●施設及びサービスに関する掲示内容が不十分。

◎ 必須項目(15項目)を確認し、全てを記載してください。

次の項目は記載されていないことが多い項目となります。

- ・ 職員に対する研修の受講状況
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地、提携内容
※提携医療機関がない場合は、提携医療機関なしと記載すること
- ・ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別

※サービス内容を変更した場合は更新してください。

また、「ここdeサーチ」の修正のため、子ども施設指導係にもお知らせください。

立入調査において指摘の多い項目（運営）③

●利用者に対して交付する契約内容の書面等の内容が不十分。

◎必須項目（8項目）を確認し、全てを記載してください。

次の項目は記載されていないことが多い項目となります。

- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

●労働者名簿に必要な事項が記載されていない

◎労働基準法に基づき、次の項目を労働者名簿に記載してください。

- ①労働者氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥雇入年月日 ⑦従事する業務
⑧退職の年月日及びその事由（解雇の場合はその理由） ⑨死亡の年月日及びその原因

※特に、⑧についての記載漏れが多くあります。

認可外保育施設の 指導監督基準の解説（保育）

港区子ども家庭支援部
子ども政策課子ども施設指導係
2026. 5. 27

■ 認可外保育施設指導監督基準の解説

- ・ 保育内容
- ・ 給食
- ・ 健康管理・安全確保

■ 立入調査において指摘の多い項目（保育内容）

【指導基準 5 保育内容】

保育の内容 ※保育所保育指針を踏まえた、適切な保育が行われているか。

◆乳幼児一人一人の心身の発育や発達に状況を把握し、保育内容を工夫しているか。

- ▶ 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。
- ▶ 漠然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど乳幼児への関りが少ない「放任的」な保育になっていないか。
- ▶ 必要な遊具、保育用具が備えられているか。※テレビは含まない。

保育従事者の保育姿勢等

◆保育従事者の人間性と専門性の向上

- ▶ 施設内研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めているか。
- ▶ 外部研修等への参加があるか。
- ▶ 保育所保育指針を理解に努めているか。

乳幼児の人権に対する十分な配慮

◆乳幼児に身体的、心理的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。

▶ 乳幼児一人一人の人格を尊重した保育を実施し継続していくため、日頃から職員間での共通理解を図ることが大切。

◎保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

※保育所保育指針 第1章 総則 1 (5) ア

◎子どもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識し、憲法・児童福祉法・児童憲章・児童の権利に関する条約などにおける子どもの人権等について理解することが必要である。

※保育所保育指針解説 第1章 総則 1 (5) ア 解説抜粋

児童相談所等の専門機関との連携

◆入所(利用)乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。

※児童虐待防止法第6条第1項

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、福祉事務所又は児童相談所等に通告しなければならない。

保育士の都合で進める保育になっていないか、虐待や不適切な保育は気付いた時に声を掛け合うことが大切です。

保護者との連絡等

◆保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施

【3歳未満児】（原則として連絡帳）

○連絡帳は毎日記入されているか。

※連絡事項のうち、少なくとも「体温」「排便」「食事」の状況は必ず記入する。

【3歳以上児】

○連絡事項のうち重要な事項は、記録されているか。

※保護者との連絡と同時に、保育者間の連絡事項も記録し確実に引き継ぐこと。

◆保護者との緊急時の連絡体制

○緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易に分かるようにされているか。

※消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。

【指導基準 6 給食】

乳幼児の状況に応じた食事の提供①

◆適切な献立内容・調理方法に沿った食事を提供すること。

- 食事の提供方法等(月(年)齢にふさわしい食品、調理法、量、硬さ、食具の使い方、食べ方、食べさせ方等)に配慮する。
- 体調不良、食物アレルギー、障害等のある児童については、一人一人の心身の状況に応じた献立を作成する。
- 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。

◆乳幼児の状況に応じた配慮をすること。

- かかりつけ医、嘱託医等の指示や連携の下、保護者とも協力して適切に対応する。
- アレルギー対応について、個別トレイの使用や職員の役割分担の明確化等により、誤食事故の防止に努める。

乳幼児の状況に応じた食事の提供②

◆ 保育所等における誤食の原因

- | | |
|-----------------------|-------|
| ● 間違えて配膳してしまった | 42.9% |
| ● 職員間で情報が共有されていなかった | 28.6% |
| ● 保護者から必要な情報を得ていなかった | 28.6% |
| ● 他の子どもの食物を食べたり触れたりした | 28.6% |
| ● 原材料表示の見落とし | 14.3% |
| ● その他 | 28.6% |
- 完全母乳で家庭で保護者が粉ミルクを試していなかった、職員が確認を怠った等

東京都健康安全研究センター『アレルギー疾患に関する施設調査(令和6年度)報告書』複数回答可

乳幼児の状況に応じた食事の提供③

◆食物アレルギー対応における人的エラーを減らす方法の例

- 材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくならないようにする。
- アレルギー児の食事を調理する担当者を明確にする。
- 材料を入れる容器、食事を提供する容器、トレイの色や形を変える。
- 調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。
- 食事中は職員が側から離れないようにする。人手が手薄な曜日は特に注意する。

【指導基準 7 健康管理・安全確保】

乳幼児の発育チェック・乳幼児の健康診断

◆身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。

◆入所（利用開始）時及び1年に2回の健康診断が実施されているか。

○乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施すること。

（定期的な健康診断は、おおむね6か月毎に実施）

※入所（利用開始）時の健康診断については、健康診断結果（4か月以内に受診しているものに限る）の提出がある場合等は、これにより入所時の健康診断がなされたものとみなす。

※定期的な健康診断について、施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し（おおむね6か月以内の乳幼児健診の記録）の提出を受けること。

職員の健康診断

《検便》

◆ 調理・調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。

施設の管理者は、予め職員の検便の結果を確認したうえで、調理・調乳業務に従事させなければならない。

◎ 調理・調乳に携わる職員は、

30日に1回を目途、年間12回を下回らないように
検便を実施してください。

※クッキングをする場合も活動前日までに結果が出るよう検便を
実施してください。

乳幼児突然死症候群の予防①

SIDS（乳幼児突然死症候群）

何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る、原因の分からない病気で、窒息などの事故とは異なる。日本人の発症頻度はおおよそ出生6,000人から7,000人に1人と推定され生後2か月から6か月に多く、稀に1歳以上で発症することがある。

SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発症するが、寝かせる際にうつぶせに寝かせた時の方がSIDSの発症率が高いということが研究者の調査からわかっているため、**必ず顔が見える仰向けに寝かせること**。

平成26年度の世論調査では、乳幼児突然死症候群について、知らなかったと答えた者の割合は16.4%（就学前の子どもがいる保護者のうち）

・内閣府大臣菅房政府広報室（平成26年7月『母子保健に関する世論調査』）

乳幼児突然死症候群の予防②

▶ 令和5年

教育・保育施設等から報告のあった死亡事故は9件。

▶ うち、**睡眠中の死亡事故は4件(0,1歳)**であった。

(その他の内訳は、プール活動中、食事中、食事直後、その他2件)

令和7年3月

「教育・保育施設等における重大事故防止を考える有識者会議年次報告（令和6年度）」より

乳幼児突然死症候群の予防③

- ▶ 保育室の照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- ▶ 乳幼児のそばを離れない。午睡チェック用センサーの使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばを離れず、定期的に確認をする。

(医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外)

- ▶ 乳児を寝かせる時は、**仰向け寝を徹底**する。

1歳以上でも、児童の家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、児童の安全確認をきめ細かく行うこと。

- ▶ **保護者との緊密なコミュニケーション**を取る。
 - ・家庭での児童の様子、睡眠の癖、体調等を保護者から聞き取る。
- ▶ **預かり始めの時期や体調不良明けには特に注意する。**

乳幼児突然死症候群の予防④

◆午睡時チェックをきめ細やかに行い、記録する。

- 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔。
- 預かりはじめの時期は特に注意してチェックする。
- 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックする。
- 人任せにしないよう、チェックする担当者を明確にする。
- チェック項目（児童の寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態、体温）
- 乳幼児の体に触れて確認する。

乳幼児突然死症候群の予防⑤

睡眠チェックリスト【記入例】

令和 ○月 ×日 (△)曜日

天気 晴れ
室温 ○℃
湿度 △%

- 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ
- 乳幼児のそばを離れない
- 仰向け寝を徹底する(医師がうつせ寝を勧める場合を除く)
※胸が布団についでいたらうつせ寝であり、仰向けに直す。
- 保育室内の禁煙を徹底する
- 厚着をさせすぎない、暖房を効かせすぎない

凡例		備考欄	
↑ 仰向け	→ 横向き	セ: 咳	備考欄
↓ うつせ寝	Ⓛ うつせ寝を直した場合	ネ: 熱	

確認印

名前	時間	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00
東京子	姿勢	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55
	顔色・呼吸			↑ ↑ ↑ ↑ Ⓛ ↑ Ⓛ ↑ ↑ ↑		
	記録者			Y Y Y Y Y S S S S S		
備考(咳等)						

寝ついた時間を記入

姿勢を記入

名前	時間	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00
都太郎	姿勢	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55
	顔色・呼吸				↑ ↑ ↑ ↑ ↑ Ⓛ ↑ ↑ ↑	
	記録者				Y Y Y S S S S S	
備考(咳等)				セ		

顔色・呼吸をチェックしたら、項目に✓を入

睡眠チェックをする担当者を記入(名前、イニシャル等)

備考欄には子どもの様子を記入(咳、熱等)

名前	時間	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00
[空欄]	姿勢	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55
	顔色・呼吸					
	記録者					
備考(咳等)						

名前	時間	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00
[空欄]	姿勢	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	00 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55
	顔色・呼吸					
	記録者					
備考(咳等)						

乳幼児突然死症候群の予防⑥

睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう




乳幼児突然死症候群


睡眠中に赤ちゃんが死亡する乳幼児突然死症候群 (SIDS: Sudden Infant Death Syndrome) という病名があります。


- SIDSは、何の予防や既性歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気です。
- 令和元年には78名の乳幼児がSIDSでなくなり、乳幼児の死亡原因の第4位です。



SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることで、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

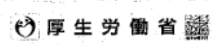
- 

1 1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう
SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発症しますが、寝かせる時にうつぶせに寝かせたときの方がSIDSの発症率が高いということが研究者の調査からわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。この取組は、睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。
- 

2 できるだけ母乳で育てましょう
母乳育児が赤ちゃんにとっていろいろな点で良いことはよく知られています。母乳で育てられている赤ちゃんの方がSIDSの発症率が低いということが研究者の調査からわかっています。できるだけ母乳育児にトライしましょう。
- 

3 たばこをやめましょう
たばこはSIDS発症の大きな危険因子です。妊娠中の喫煙はおなかの赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも明らかに悪影響を及ぼします。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。これは、身近な人の理解も大切ですので、日頃から喫煙者に協力を求めましょう。

厚生労働省ホームページでご覧いただけます
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html>
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids_guldeline.html
 同じくお母さん
 乳幼児突然死症候群 (SIDS) については、各都道府県・市町村の母子保健担当課及び保健所・保健センターなどでご相談に応じています。



厚生労働省は毎年11月を乳幼児突然死症候群 (SIDS) の対策強化月間と定め、SIDSに対する社会的関心を喚起するため、発症率を低くするポイントなどの重点的な普及啓発活動を実施している。
(対策強化月間は平成11年度から実施)

- ・ SIDSの発症リスクを低くするための以下の3つのポイントについて、ポスターやリーフレットの活用による全国的な啓発活動を実施
- ① 1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせる
- ② できるだけ母乳で育てる
- ③ 保護者はたばこをやめる

保育施設内におけるSIDS予防策の徹底、職員間の一層の意識向上を図ること、入所の際は、こうしたSIDSに関する情報を保護者に提供することが求められている。

- ★ 保育施設等における睡眠中の死亡事項は1歳児以上でも発生している。
- ★ リーフレットの啓発内容は保護者等の世間一般向けと捉え、集団保育の場では1歳児以上でも寝かせ方の配慮が必要であることに留意する。

乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

睡眠中に児童が死亡する原因には、乳幼児突然死症候群という病気のほか、**窒息などによる事故**がある。

乳幼児突然死症候群の予防策は、窒息などその他の睡眠中の事故防止にもつながる。

【窒息リスク除去方法】 教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について

(令和6年2月8日 こども家庭庁)

①医学的な理由で意思からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。

②やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。

③ひも、またはひも状のもの(例：よだれかけのひも、布団カバーの内側のひも、ベッドまわりのコード等)を置かない。

④口の中に異物がないか確認する。

⑤ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。

⑥子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

※他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設、事業所内で共有する。

安全確保の取組について

認可外保育施設は、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、施設の設備等の安全点検や、

◆児童の安全確保に関する取組の年間スケジュール（安全計画） を定めること。

◎児童の安全確保のために行うべき取組とは

- 1 施設・設備等・園外環境の安全点検
- 2 マニュアルの策定・共有
- 3 児童への安全指導
- 4 保護者への説明・共有
- 5 定期的な訓練や研修の取組
- 6 再発防止の徹底

安全確保

◆事故防止の観点から、施設内の危険な場所等に対して適切な安全管理を図ること。

- ▶ 大人の視野は150度に対して子供の視野は90度
- ▶ 1,2歳児の子供の口の大きさは直径32mm
- ▶ 保育室内の棚等の転倒防止、棚上に設置した物等の落下防止策

◆事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、**緊急通報訓練（119番通報）**を定期的に実施しているか。

救命講習を受講した保育従事者を配置する。

※救命講習：消防署等が実施する普通救命講習

- ▶ 関係機関への緊急通報訓練を1年に1回以上実施する。

自動車への置き去り事故防止について

- ◆**児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。**
- ◆**児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて児童の乗降車の際に所在の確認を行っているか。**

◎日頃から、ブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置の点検や、訓練も行う。

保育施設における事故発生等の報告について

◆事故発生時には速やかに当該事実を区に報告しているか。

令和8年度 通知により報告対象が新たに追加され、報告様式が変更及び追加されました。

- ▶ 報告の対象となる死亡事故や重篤な事故等が発生した場合、治癒に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等は区に報告が必要です。
- ▶ 自動車への置き去り事故が報告対象に追加

※事故報告についての通知及び事故報告様式は、**minato119**より

**【港区子ども政策課】保育施設における事故発生等の報告について(通知)
(令和8年4月16日送付)を確認し、添付している様式を使用してください。**

◆事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しているか。

立入調査において指摘の多い項目（保育内容）

●保育室その他乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。

- ◎壁掛け時計、額縁、掲示物、棚、音響機器、玩具箱等
- ◎空気清浄機、加湿器、棚の転倒防止
- ◎タッカー、マグネットの使用

●毎月の乳幼児の発育チェック・入所時及び年2回の乳幼児の健康診断が実施されていない。

- ◎身長・体重等の毎月の定期的な発育チェックの未実施
- ◎入所時健康診断の未実施/書類未受理
- ◎定期健康診断（年2回）未実施/年1回のみ

●調理、調乳に携わる職員に対し、月1回の検便を実施されている状況にない。

- ◎検便(月1回)未実施月あり
- ◎クッキング実施前日までに結果がない

**子どもを預かることは、命を預かる大変責任の重い
仕事であることを十分認識し、事業を行ってください。**